



夏の猛暑が厳しさを増しています。屋外作業が基本の建設業にとっては熱中症のリスクが高まる一方です。そこで国土交通省では2025年12月、受注者が施工の時期や時間・方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入、熱中症の対策費用などについて支援する「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」をまとめました。どのような支援策が打ち出されたのか、国土交通省 大臣官房 技術調査課 企画専門官(当時)の谷口 雄一郎氏にお聞きしました。



猛暑期間中に施工をどう進めていくのか、これまで以上に より詳細に検討し、工夫を凝らしていただければ幸いです。

新規施策を加え、改めて猛暑対策をまとめる

建設業は他産業に比べ屋外作業が多くなりがちのため、夏の猛暑軽減につながる取り組みを実施し、他産業とそん色ない労働環境・労働条件を整える必要があります。そのため、国土交通省の直轄土木工事では猛暑対策として、猛暑日を考慮した工期の設定、熱中症対策として計上できる経費の充実、i-Construction 2.0による遠隔施工の促進などに取り組むとともに、地方公共団体等に対して同様の働き掛けを実施してきました。

ところが、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと思定されます。厳しい作業環境に対応するには、地域の実情を踏まえながら、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方を確立していく必要があります。そこで、地域の実情や現場の状況などに応じた受注者の取り組みを支援する施策を、新規のものに加えながら改めて整理したのが、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」です。

まずはこの夏の猛暑に向け、このパッケージに基づき具体的な施策を進めていきます。その実施状況を踏まえ、パッケージ内容を今後、適宜見直していきます。

この夏に向けて実施する施策は大きく3つ。①猛暑期間・時間の作業回避、②効率的な施工・作業環境の改善、③猛暑対策に必要な経費等の確保です。これらに加えて、地方公共団体や民間発注者などへの周知・要請や好事例の横展開にも取り組めます。

猛暑期間の現場施工回避へ、特記仕様書活用

①猛暑期間・時間の作業回避では新たに、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、試行工事を実施します。この工事では、通常より長めに工期を設定したうえで猛暑期間中に休工日を設定することで、追加費用がどの程度かかるのか、特別な取り組みが必要なのか、といった点を明らかにしていく予定です。

発注者の協力を特記仕様書に明記する方法も新たに展開していきます。

例えば、猛暑期間における現場施工回避の協議です(図1)。関東地方整備局 宇都宮国道事務所ではアスファルトを扱う舗装工事で猛暑期間の現場作業を休工しやすくするため、「監督職員と協議を行うことができる」という一文を特記仕様書に加えしました。これを受け、受注者が7・8月を内業と準備期間とする工程を設定したところ、社員や現場作業者の健康管理・体調管理に寄与したうえ、舗装の品質管理にも役立つなど、働き方や品質の面で効果が見られました。この方法を他の事務所にも横展開していきます。

次に②効率的な施工・作業環境の改善では、i-Construction 2.0の推進として施工・データ連携・施工管理のオートメーション化への取り組みを加速させるほか、作業環境の改善に向けた新たな施策も展開していきます。例えば、SBIR



(Small/Startup Business Innovation Research) 建設技術研究開発助成制度を用いた技術開発の促進です。労働環境向上(避暑・避寒、苦渋作業軽減等)に役立つ新しい工法・装置・仕組みの導入や自動化等に関する技術開発をテーマの一つに位置付けた公募をすでに終えています。

熱中症対策費用を現場環境改善費の100%計上可能に

最後に③猛暑対策に必要な経費等の確保では、例えば現場環境改善費を拡充します。国土交通省直轄工事の積算では2025年4月以降、避暑(熱中症対策)・避寒対策について、共通仮設費の現場環境改善費から切り離し、積み上げ計上費目として別途計上できるようになりました(図2)。率分で計上される現場環境改善費の50%が上限です。しかし、熱中症対策にそれを上回る費用が掛かっているのが実情です。そこで2026年度からは、50%を100%に引き上げ、より多くの費用を熱中症対策として計上できるように改めました。

パッケージでは、中長期的な課題への対応も掲げています。

一つは、1年単位の变形労働時間制の運用改善です。年間の労働時間を平均して法定労働時間内に収めることは現在でも可能ですが、一定の対象期間内の労働日と各労働日の所定労働時間を期間初日の30日前までに定める必要があります。ところが建設現場は、天候の影響を受けるため、そうした運用が難しいという声も聞かれます。そこで、制度を所管する厚生労働省と運用改善に向けて協議中です。

もう一つは、日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策です。休工期間が生じると、日給制の技能労働者は無給になってしまいます。この点については、対応策が必要です。継続して検討を進めていきます。

夏の猛暑は建設業にとって大きな課題です。施工者の皆さまも、猛暑期間中に施工をどう進めていくのか、これまで以上に詳細に検討し、工夫を凝らしていただければ幸いです。国土交通省としては、そこをしっかりとサポートさせていただきます。(談)

図1:現場施工回避の協議を特記仕様書に位置付け

【関東地方整備局 宇都宮国道事務所】
○現場作業を休工しやすくするため、猛暑期間の現場施工回避について協議できる旨を特記仕様書へ明記
○受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とすることにより、現場作業を休工

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工期		準備等	現場作業の休工		舗装工事		片付

発注者の取組・工夫

熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を扱う舗装工事において、猛暑期間の現場作業を休工しやすくするため、試行的に下記を特記仕様書に明記。

<特記仕様書の記載>
「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7~8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

受注者の取組・工夫

受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とする工程を設定

留意点

- ・7月~8月の現場作業休工期間中の作業員の収入減への懸念。
- ・近年の気温変化により6月の熱中症の危険性が高いため、6月から現場施工を回避できる等柔軟化が必要。

取組の効果

- ・働き方：熱中症、夏バテの予防等、社員・現場作業者の健康管理・体調管理に寄与。
- ・働き方：猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、W.L.B(ワークライフバランス)にも寄与。
- ・品質等：舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しいことから、猛暑期間を避けた施工は、舗装の品質管理にも寄与。

図2:共通仮設費の「現場環境改善費」を拡充する

○国土交通省直轄工事の積算では、避暑(熱中症)対策等について、従来、下記の費用を計上。
・共通仮設費：ミストファン、日除けテント等の施設対応
・現場管理費：経口保水液、空調服等の備品等対応(真夏日の日数に応じて補正)
○令和7年度より、避暑(熱中症対策)・避寒対策費について、共通仮設費の「現場環境改善費」(率計上費目)から切り離し、積み上げ計上費目として別途計上。

これまで		令和7年度~	
率計上費目	実施する内容(率計上分)	率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善(仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他	現場環境改善(仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他	現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善(安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑(熱中症対策)・避寒対策	現場環境改善(安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他 ※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)	地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他 ※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

+

積み上げ計上費目(積算時の設計変更対象)

・避暑(熱中症対策)・避寒対策
主に現場の施設や設備に対する避暑(熱中症対策)・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。(率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。)